

平成30年第1回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成30年1月12日(金) 午前 9時30分

・閉会日時 平成30年1月12日(金) 午前 10時35分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 9名

1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市

4番 藤井 雅史 6番 塚本 壽 7番 草野 義雄

9番 寺本眞理子 10番 阪口 修一 11番 片山 幸弘

・欠席農業委員 2名

5番 谷口 孝一 8番 田口 昭広

・出席農地利用最適化推進委員 12名

1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 3番 中川 光春

4番 矢野 解光 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一

7番 宮島 正文 8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二

10番 小崎 良一 11番 木川 保 12番 一川 清

13番 野田 和夫 14番 渕上 米作 15番 山田 和治

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

報告第1号 農地法施行規則第25条の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第4号 農用地利用集積計画の審議について

議案第5号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
について

議案第6号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
及び非農地証明について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成30年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は3番：「宮本和市」委員、4番：「藤井雅史」委員をお願いします。 なお、5番「谷口孝一」委員、8番「田口昭広」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 報告第1号「農地法施行規則第25条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の1ページになります。報告第1号「農地法施行規則第25条の規定による届出について」。農地法施行規則第25条というのは都道府県等が行う転用ということで4条、5条の許可は必要なく届出で転用できるという案件でございます。申請地の詳細については記載のとおりです。転用目的は保安施設と書いてありますけれども、治山ダムになります。議案資料の1ページをお願いします。小学校から100メートルくらい下ったところになります。谷がありますが、崩れるのを磧止めるということで、治山ダムを設置するということでございます。着工は8月1日から行われておりますけれども、届出が出たのが12月でありまして、完了は今月末ということでございます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「塚本」委員をお願いします。
塚本委員	事務局の説明どおり、治山ダムが出来ています。農地を守る一方、崩壊を防止するということですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「下崎」推進委員から何かございましたらお願いします。
下崎 推進委員	問題は無いと思いますけれども、砂防ダムの重大さというのはわかりますけれども、その上の方に土地を持っておられる方が2、3人おられますが、砂防ダムのために登っていく道が切断されています。そこがちょっとだけ気にかかる場所があ

	りますけれど、砂防ダム的重要性から言ったら我慢してくれと言われればそれまでですけれども、そういったところがちょっと気にかかりました。ダムの下の畑については手入れして垣でも植えようかと言われていました。以上です。
告畑局長	砂防とおっしゃいましたけれども、あれは砂防とは違います。治山と砂防は目的が違います。砂防は直接受け止めるものです。治山は土砂崩壊を防ぐものです。砂防の場合は土地を買い上げますけれども、治山の場合は土地を保安林にすることによって、課税対象にならないということです。最終的に保安林という地目に代わります。道が切断されているとおっしゃいましたが、要望があれば迂回路など一緒に整備するかと思っております。そういった流れになっております。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第1号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第1号については、これで終わります。 次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の2ページになります。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」。農地法第18条第6項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 土地の詳細、賃貸人、賃借人の住所氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約となっております。合意解約日は平成29年11月30日となっております。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第2号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第2号については、これで終わります。 次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の3ページになります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作困難なため、譲受人に売り渡す。」譲渡人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、2ページから3ページになり

ます。3 ページをお願いします。上が位置図で、下が字図になります。資料の2 ページをお願いします。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。

2 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作困難なため、後継者に贈与する。」譲受人事由は、「受贈し、引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4 ページから5 ページになります。5 ページをお願いします。上下とも位置図ですが、この4 筆を後継者に贈与するという案件でございます。4 ページをお願いします。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。

3 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「譲受人の要望により譲り渡す。」譲受人事由は、「未登記整理のため譲り受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、6 ページから7 ページになります。7 ページをお願いします。上が位置図で、下が字図になります。6 ページをお願いします。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。

4 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作困難な為、後継者に贈与する。」譲受人事由は、「受贈し、引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、8 ページから11 ページになります。9 ページから11 ページまでが位置図と字図になります。8 ページをお願いします。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。

5 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作困難な為、譲受人に譲り渡す。」譲受人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、譲り受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、12 ページから13 ページになります。13 ページをお願いします。位置図になります。12 ページをお願いします。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。

6 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「町外に移住しており管理できない為売り渡す。」譲受人事由は、「自宅隣接地であり耕作に便利な為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、14 ページから15 ページになります。15 ページをお願いします。上が位置図で、下が字図になります。14 ページをお願いします。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を「1 番の井川」委員をお願いします。
井川委員	ただいま事務局からお話があったとおりでございます。どうぞよろしくお願いし ます。
片山会長	担当地区の「坂口恵美子」推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	井川委員がおっしゃられたとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願い します。
片山会長	2 番の案件を「6 番の塚本」委員をお願いします。
塚本委員	事務局の説明どおりです。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員から何かございましたらお願いします。
田口 推進委員	現地は山に囲まれた細長い田んぼで半分以上を耕作しておられます。それを娘さ んが耕作するということで、大変喜ばしいことだと思います。よろしくお願いしま す。
片山会長	3 番の案件を「8 番の田口昭広」委員が欠席ですので事務局長にお願いしま す。
告畑局長	この件につきましては未登記整理ということで、何も問題ないと思っております。 以上です。
片山会長	担当地区の「矢野」推進委員から何かございましたらお願いします。
矢野 推進委員	事務局から言われましたとおり、異常ない、そのとおりだと思います。よろしく お願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 4 番の案件を「5 番の谷口」委員が欠席ですので事務局長にお願いします。
告畑局長	娘さんへの贈与ということで、何ら問題ないと思っております。以上です。
片山会長	担当地区の「坂口恵美子」推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	5 日に谷口委員も同席され、事務局と一緒に確認いたしまして、別に異状ありま せん。よろしくお願いします。
片山会長	5 番の案件を「4 番の藤井」委員をお願いします。
藤井委員	事務局から説明があったとおりでございます。譲受人はその地区で水田を借りて 米を作っておられる状況で、まだ面積を伸ばしたいということでございますので、 問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園	藤井委員の説明どおりですので、どうかよろしくお願いします。

推進委員	
片山会長	6 番の案件を「1 番の井川」委員にお願いします。
井川委員	事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「坂口恵美子」推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	井川委員のおっしゃられたとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 1 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。

	1 番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は宅地拡張及び通路です。資料は16ページから18ページになります。17ページをお願いします。上が位置図で、下が字図になります。これは施工済みでずっと前から宅地及び通路とされている案件であります。今回登記も宅地にしたいということで申請が上がってきております。但し、10ヘクタール以上の広がりがある農地区域に位置しております。資料の16ページをお願いします。調査書の判断理由が約21.1ヘクタールの広がりがある農地区域に位置しており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第1種農地になります。ただし、集落接続特例により転用は可能という判断でございます。代替地の検討もしなければなりません、自宅の宅地拡張及び通路ということで代替の可能性はありません。一般基準の方はすべて許可相当であるということでございます。申請地は基盤整備済みの農地に隣接しており、本来なら農振農用地区域に入るべきところですが、基盤整備以前から宅地として利用しており、周辺農地への影響はないということで許可相当であると事務局は判断します。 2 番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。資料は19ページから20ページになります。20ページをお願いします。芦北町役場から約73メートルの位置にありまして、第3種農地に該当します。第3種農地は原則許可できるという立地基準の判断になります。一般基準の方もすべて判断基準を満たしており、許可相当であるということでございます。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番、2 番の案件は「5 番の谷口」委員、「8 番の田口昭広」委員が欠席ですので事務局長をお願いします。
告畑局長	1 番、2 番の案件については、事務局の説明のとおりでございます。何ら問題ないと思っております。以上です。
片山会長	1 番の案件について、担当地区の「坂口恵美子」推進委員から何かございましたらお願いします。
坂口 推進委員	5 日に谷口委員と事務局と現地を確認しました。第1種農地という所ですけども、見たところでは住宅と一体化して違和感もなく、事務局から説明されたとおり問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件について、担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。
田口	裏は住宅地になっておりまして、前には玉ねぎなどを作っておりますけれども、

推進委員	日照権も問題は無いと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第2号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 6番、塚本委員。
塚本委員	採決の時も、審議の時も異議がないかという問いかけですので、流れの中では今どこになっているか分かりにくいので、提案ですが採決の時は同意される方と替えられたら分かりやすいのではないかと思います。
片山会長	塚本委員から提案がありましたが、事務局とも話し合っ、解釈の仕方は色々ありますけれども、一応異議なしで通したいと思います。
塚本委員	それもいいのですが、混乱をするのでそれを避けるためには、提案をしてあるのに同意するかどうかという方がはっきりするのではないですか。
片山会長	4番、藤井委員。
藤井委員	塚本委員の意見ですが、議案を提議してあるのに同意するというのはちょっとおかしいと思います。それに対して結果を求めるから異議があるかないかということですから、事務局が議案を提議しているのに異議があるかないかなので、異議ありませんかで通してもらった方がいいと思います。
片山会長	ここでこれだけを審議するというのは時間がありませんので、事務局とまた検討させてもらいます。
塚本委員	そうしてください。はっきりと意思が誤解無く通じるようにしておいた方がいいと思います。同意するかどうかでも意思は通じると思いますので。
片山会長	塚本委員の言うことはわかりましたので、こちらで検討したいと思います。川田次長から説明があります。
川田次長	昨年までは挙手ではなく異議なしと言葉でしていたので違和感がなかったと思います。ただ、今回何故手を上げるかという、推進委員さんが居られるので、異議なしという言葉だけでは分かりにくいので、挙手という方法を取らせていただいております。それがちょっと違和感があるのかなと思います。

塚本委員	賛成か反対かということですが、議案としてはこれに同意するという こと、いやちょっとというようなことであれば通じやすいし、異議なし、異議あり ということでは質問と中身の区別がつきにくいと思います。
片山会長	流れとしては現在の方がいいのではないかと思いますけれども、塚本委員から そういう提案ですので、検討させていただきます。 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題 とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の6ページになります。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請 書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出され たので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、1番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおり です。転用目的は「植林」です。議案資料は、21ページから23ページになりま す。22ページをお願いします。上が位置図で、下が字図になります。半分くらい 植林がしてあり、あと半分はもう少ししたら植えるという計画でございます。21 ページの判断理由ですが、立地基準が、第2種農地になります。代替性がない場合 は許可相当であるということございまして、植林ですので大体の可能性はないと 判断しております。一般基準は、記載のとおり不許可要件には該当しないというこ とで、許可相当であると判断しております。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を「6番の塚本」委員をお願いします。
塚本委員	ここは一部耕作をされていますが、今耕作している方が耕作できなくなった時に 木を植えますということで前倒して申請ということでございます。よろしく願い いたします
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員から何かございましたらお願いします。
田口 推進委員	塚本委員が言われたとおりですが、上の方の田んぼもなく林道と行き止まり状態 で、下の田んぼと別れておりますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第3号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	次に議案第４号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第４号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃借権設定の部、１番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻と野菜で、設定期間は、新規設定２年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ２番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻と野菜で、設定期間は、新規設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ３番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ４番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、再設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ５番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ６番から１１番までは農地中間管理機構ということで、公社がすべて借り受けるという案件でございます。６番から８番につきましては、賃貸人は同じ家族になります。この賃貸人が法人を立ち上げられております。その法人にすべて貸し付けるという計画でございます。 ６番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定１０年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 ７番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定１０年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 ８番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定１０年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 ９番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定１０年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 １０番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定１０年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 １１番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定１０年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部、１番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおり

	りです。作目は、野菜で、設定期間は、再設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 4 号につきまして、ご質疑ありませんか。 それでは、採決を行います。 賃貸借権設定の部 1 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました 2 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 <u>5 番についてですが、「中川光春」推進委員が関係しておりますので、中川推進委員には一時退席を求めます。</u> －「中川」推進委員一時退席－ それでは、お諮りします。 5 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 「中川」推進委員に入室をお願いします。 それでは、引き続き 6 番から採決を行います。 6 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。

	8 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。 9 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、9 番については、原案のとおり決定しました。 10 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、10 番については、原案のとおり決定しました。 11 番についてご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、11 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部1 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 川田次長から説明があります。
川田次長	ちょっと考えたのですが、挙手をやめにして、異議なしの方は異議なし、異議ありの方は異議ありと言う方が分かりやすいと思いました。
阪口委員	異議ありの方が手を上げたらどうでしょうか。
坂口 推進委員	その方が分かりやすいと思います。
片山会長	次回からやりたいと思います。 次に議案第5号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の10ページになります。議案第5号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」。農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び申請者の住所氏名については記載のとおりです。現地確認をした結果、森林の様相を呈しており、周辺も耕作放棄地または植林されており、非農地であると判断しております。 －別紙資料にて説明－

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「1 番の井川」委員をお願いします。
井川委員	報告します。事務局から説明がありましたとおりですのでよろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「宮島」推進委員から何かございましたらお願いします。
宮島 推進委員	説明のとおりでございますが、別紙資料の写真を見ていただきたいと思います。 この手前が明るくなっていますが、ここは山林で現在木を切り出した後、春にまた植林されるということです。左上も昔養豚をされていましたが、竹やぶになっております。農地に戻すのは難しいと思います。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 5 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 議案第 5 号 1 番の案件につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということで、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 6 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断及び非農地証明について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 6 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断及び非農地証明について」農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び申請者の住所氏名については記載のとおりです。農地法の施行前に家が建っていたことを税務課の資料で確認しており、非農地証明を出せると判断しております。 －別紙資料にて説明－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「4 番の藤井」委員をお願いします。
藤井委員	事務局から説明があったとおりで、私も現地で簡単な説明を聞きましたが、今詳細について説明がありました。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園 推進委員	藤井委員と事務局から説明があったとおりですが、空き家になっており、かなり荒れた状態でしたけれども、今後管理されるということで、その点安心いたしました。

	た。どうかよろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第6号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 議案第6号1番の案件につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 農業委員会活動推進大会について (2) 女性農業委員研修会について (3) 活動実績について